

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書														
令和 6 年 6 月 日														
熊本県知事														
木村 敬 殿														
提出者														
住 所 熊本県八代市十条町1番1号														
氏 名 日本製紙ユニテック(株)八代事業所														
所長 上村 出														
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)														
電話番号 0965-32-0600														
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。														
事業場の名称	日本製紙ユニテック(株) 八代事業所													
事業場の所在地	熊本県八代市十条町 1番1号													
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日													
当該事業場において現に行っている事業に関する事項														
① 事業の種類	建設業													
② 事業の規模	¥480,000,000													
③ 従業員数	13名													
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>排出事業者</td><td>収集運搬</td><td>処理業者</td></tr><tr><td>日本製紙ユニテック(株) 八代事業所</td><td>大東商事(株)</td><td>大東商事(株)</td></tr><tr><td>日本製紙ユニテック(株) 八代事業所</td><td>大東商事(株)</td><td>(有)オ・エス収集センター</td></tr><tr><td>日本製紙ユニテック(株) 八代事業所</td><td>(株)福岡建設</td><td>(株)福岡建設合材</td></tr></table>		排出事業者	収集運搬	処理業者	日本製紙ユニテック(株) 八代事業所	大東商事(株)	大東商事(株)	日本製紙ユニテック(株) 八代事業所	大東商事(株)	(有)オ・エス収集センター	日本製紙ユニテック(株) 八代事業所	(株)福岡建設	(株)福岡建設合材
排出事業者	収集運搬	処理業者												
日本製紙ユニテック(株) 八代事業所	大東商事(株)	大東商事(株)												
日本製紙ユニテック(株) 八代事業所	大東商事(株)	(有)オ・エス収集センター												
日本製紙ユニテック(株) 八代事業所	(株)福岡建設	(株)福岡建設合材												



(第 2 面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別 紙 1			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 2	
	排 出 量	別紙 2	
	(これまでに実施した取組) 計画及び施工段階において発生抑制を考慮した工法・資材等の採用。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 3	
	排 出 量	別紙 3	
	(今後実施する予定の取組) 材料搬入業者に対して再利用できる梱包材の活用を求め、ゴミの発生を抑制する施工材料の搬入数量を適正に管理する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の品目毎にコンテナを設け、分別保管を徹底している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを徹底する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	65.61 t 3.10m ³	
	優良認定処理業者への処理委託量	1.68 t 3.10m ³	
	再生利用業者への処理委託量	63.93 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	
	(これまでに実施した取組)		
	1、処分業者の許可品目を確認後、委託契約をしている。 2、マニフェスト伝票を適切に使用する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	1, 000. 00 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	950. 00 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	50. 00 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	再資源化率の高い中間処理業者への委託。		
※事務処理欄			

備考

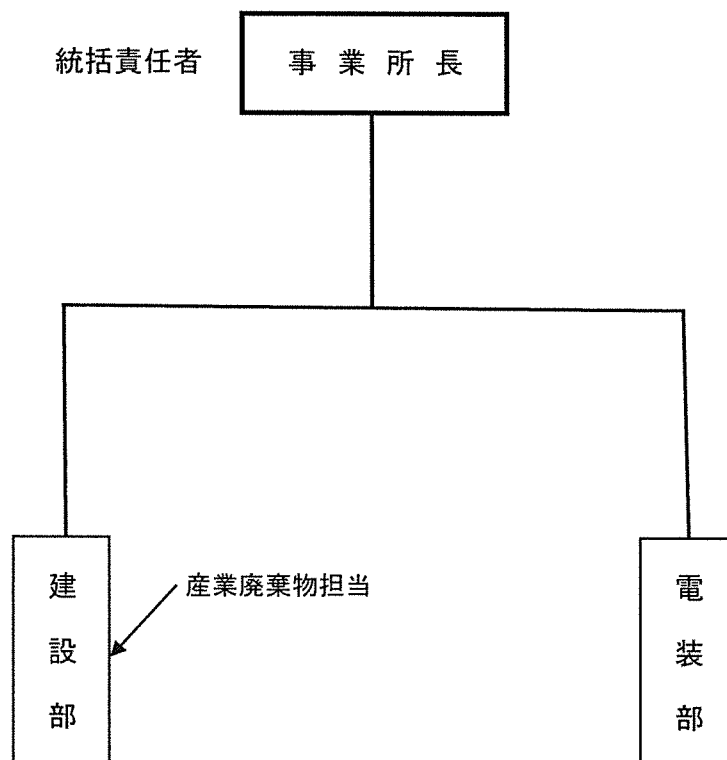
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

管理体制図

統括責任者 日本製紙ユニテック(株)八代事業所
 所 長 上 村 出

廃棄物担当 建設部 1名



建設工事排出実績（令和5年4月～令和6年3月）

	施工場所	工 期	産業廃棄物の種類	排出量:表記無はt
一調成調薬室2階東側屋根改修工事	八代市十条町	R5.4 ～ R5.5	混合(廃プラ・金属・紙くず)	1.50m³
			廃油(アスファルト防水)	0.35
不知火寮外壁及び屋根改修工事	八代市福正町	R5.10 ～ R5.11	混合(廃油・金属)	0.60m³
			廃油(アスファルト防水)	1.23
			混合(廃プラ・金属・紙くず)	1.00m³
			廃プラスチック	0.10
KP濃硫酸タンク更新土工建工事	八代市十条町	R6.2 ～ R6.5	がれき類(コンクリート殻)	6.47
			がれき類(コンクリート殻)	6.59
			がれき類(コンクリート殻)	6.87
			がれき類(コンクリート殻)	8.43
			がれき類(コンクリート殻)	7.72
			がれき類(コンクリート殻)	8.51
			がれき類(コンクリート殻)	5.00
			がれき類(コンクリート殻)	7.32
			がれき類(コンクリート殻)	7.02
項目ごとの合計			がれき類(コンクリート殻) 廃プラスチック類 廃油(アスファルト防水) 混合(廃プラ、金属くず、紙くず)	63.93t 0.10t 1.58t 3.10m³
合 計				65.61t 3.10m³

赤色囲いは優良処分場

[illegible]

[illegible]

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和 5年度)

2024年 6月 日

熊本県知事 様

報告者

住所 熊本県八代市十条町1-1
氏名 日本製紙ユニテック㈱ 八代事業所
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 所長 上村 出
電話番号 0965-33-9128

令和5年5月9日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		一調成調葉室2階東側屋根改修工事				業 種	建設業
事業場の所在地		八代市十条町1-1					
番号	産業廃棄物の種類	電話番号					
		排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	混合	1.50 ^m	1枚	大東商事(株)	熊本市西区新港 1丁目4番22号	大東商事(株)	熊本市西区新港 1丁目4番22号
2	廃油	0.35	1枚	大東商事(株)	熊本市北区明徳町 字上市迫1番外	(有)オー・エス 収集センター	熊本市北区明徳町 字上市迫1番外
3							
4							
5							

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合は記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和 5年度)

2024年 6月 日

熊本県知事 様

報告者
住所 熊本県八代市十条町1-1
氏名 日本製紙エニテック㈱ 八代事業所
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 所長 上村 出
電話番号 0965-33-9128

令和5年5月9日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称			一調成調葉室2階東側屋根改修工事							業 種	建設業
事業場の所在地			八代市福正町854の一部								
電話番号											
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所		
1	混合	0.60 m ³	1枚	04311002868	大東商事(株)	熊本市北区明德町字上市迫1番外	08141005383	(有)オー・エス収集センター	熊本市北区明德町字上市迫1番外		
2	廃油	1.23	1枚	04311002868	大東商事(株)	熊本市北区明德町字上市迫1番外	08141005383	(有)オー・エス収集センター	熊本市北区明德町字上市迫1番外		
3	混合	1.00 m ³	1枚	04311002868	大東商事(株)	熊本市西区新港1丁目4番22号	08141002868	大東商事(株)	熊本市西区新港1丁目4番22号		
4	廃プラスチック	0.10	1枚	04311002868	大東商事(株)	熊本市西区新港1丁目4番22号	08141002868	大東商事(株)	熊本市西区新港1丁目4番22号		
5											

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合は記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和 5年度)

熊本県知事 様

2024年 6月 日

報告者

住所 熊本県八代市十条町1-1
氏名 日本製紙ユニテック㈱ 八代事業所
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 所長 上村 出
電話番号 0965-33-9128

令和5年5月9日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		KP濃硫酸タンク更新 土工事						業 種	建設業
事業場の所在地		八代市十条町1-1						電話番号	
番 号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	がれき類	63.93	9枚	04300007780	(株)福岡建設	八代市千丁町 古閑出255外	04320123735	(株)FKG コーポレーション	八代市千丁町 古閑出255外
2									
3									
4									
5									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合は記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

本年度の計画

産業廃棄物の種類別状況

	産業廃棄物発生量	自己直接再利用量	自己直接埋立処分 又は海洋投入量	自己中間処理量	自己中間処理残量	自己中間処理後再生 利用	自己中間処理後自己 埋立処分又は海洋投 入量	理後委託処分量 直接委託及び自己処
がれき類	60.00	0	0	0	0	0	0	60.00
木くず	5.00	0	0	0	0	0	0	5.00
紙くず	5.00	0	0	0	0	0	0	5.00
ガラス・陶磁器くず	10.00	0	0	0	0	0	0	10.00
金属くず	5.00	0	0	0	0	0	0	5.00
廃石膏ボード	5.00	0	0	0	0	0	0	5.00
廃プラスチック類	5.00	0	0	0	0	0	0	5.00
燃えがら	5.00	0	0	0	0	0	0	5.00
コンクリートがら	600.00	0	0	0	0	0	0	600.00
アスファルトがら	300.00	0	0	0	0	0	0	300.00
合 計	1000.00	0	0	0	0	0	0	1000.00

別紙 4

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現 状

計画及び施工段階において発生抑制を考慮した工法・資材等の採用。

② 計 画

材料搬入業者に対して再利用できる梱包材の活用を求め、ゴミの発生を抑制する
施工材料の搬入数量を適正に管理する。